

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案
規制の名称	集約酪農地域内における草地の形質変更の届出を不要とする特例の設定
規制の区分	緩和
担当部局	農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
評価実施時期	令和3年11月～令和4年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>近年、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性の低下等、自然環境の変化が顕著となる中で、将来にわたり農林漁業の持続的な発展を図り、食料の安定供給を確保していくためには、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図り、その持続性を高めていくことが喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、農林水産省においては、食料システムの持続性の確保に向けて、環境負荷低減と生産力向上の両立を目指す新たな政策方針である「みどりの食料システム戦略」を令和3年5月に策定し、その実現に向けた新たな法制度の整備等の措置を講じることとしている。この中で、本法案では、環境負荷低減の取組を地域で効果的かつ効率的に促進するため、都道府県と市町村が共同で特定区域を定めることができるとし、当該区域内において、まとまった規模で環境負荷低減に取り組もうとする者が作成する計画（特定環境負荷低減事業活動実施計画）を都道府県知事が認定し、計画の認定を受けた者がその取組に必要な堆肥舎等の施設整備等を行う場合に、課税の特例や農業改良資金の特例等の支援措置を講ずる仕組みを設けることとしている。</p> <p>本法案の特定環境負荷低減事業活動実施計画では、施設整備等を行う場合に具体的な実施箇所や面積等を記載させることとしているところ、酪農及び肉用牛の振興に関する法律（以下「酪農振興法」という。）に定める集約酪農地域で草地の形質変更を伴う行為を行う場合、同法第9条に基づき、当該行為の着手日の1か月前までに、当該行為に係る草地の所在地及び面積等について都道府県知事に届出を行う必要があり、内容が重複する二重の手続が発生することとなる。</p> <p>このため、集約酪農地域内の草地の形質変更を伴う内容が記載された計画が都道府県知事の認定を受けた場合に、当該認定手続と酪農振興法の届出手続の重複を解消する観点から、酪農振興法第9条の規定を適用しないこととし、届出を不要とする特例を設ける。</p>

想定される代替案	酪農振興法に基づく手続と、本法案の計画申請手続との重複を解消するものであり、代替案は想定されない。		
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合	
	遵守費用	本特例は、手続の重複を解消するものであり、新たな遵守費用は発生しない。	—
	行政費用	本特例は、手続の重複を解消するものであり、新たな行政費用は発生しない。	—
直接的な効果(便益)の把握	環境負荷低減に取り組もうとする農林漁業者の事務負担を軽減する効果が見込まれる。		—
副次的な影響及び波及的な影響の把握	本特例は手続の重複を解消するものであり、副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。		—
費用と効果(便益)の関係	本特例は、手続の重複を解消するものであり、事業者の事務費用の削減効果が推定される一方、国民一般や事業者に対して追加的な遵守費用が発生しないこと、行政側においても追加の対応を求めるものではなく、現在の事務の執行体制において対応できるものであること、緩和による副次的影響等も想定されないことから、妥当な措置であると考えられる。		
その他の関連事項			
事後評価の実施時期等	法施行後5年を目途として事後評価を実施する。		
備考			